

「第7号議案 豊後大野市まちづくり基本条例の制定について」に
対する附帯決議

豊後大野市まちづくり基本条例の前文では、「時代は、本格的な地方分権社会へと移り、自己決定・自己責任に基づく自立した自治体運営が求められる中で、私たちの財産を次代に継承していくためには、私たちが望む、目指す、理想とするまちに向かって、自ら考え、責任を持って行動していくことが必要です。」と明記されている。

豊後大野市においては、非常に厳しい財政状況が続く中で、税等の収納率は、毎年低下し続けており、平成32年度の交付税一本算定に向け、行政・市民が一体となって行財政改革を進めている本市にあつて、滞納額の増加は非常に危機的なものがある。

費用負担の公平性と確保は、市政運営の根幹をなすものであり、市民が等しく負担をすることで、行政サービスの安定と均衡が保たれるものであり、目指すべき理想とするまちへと繋がるものである。

未来に健全な豊後大野市を引き継ぐことは、現在の我々に与えられた責務である。

よつて、豊後大野市の最高規範となる「豊後大野市まちづくり基本条例」の条文に以上の要旨が尊重され、加えられることを強く要望するものである。

以上、決議する。

平成24年3月23日

豊後大野市議会